

2024 年度

日中高校生
対話・協働プログラム

オンライン

募集要項



日中高校生対話・協働プログラムとは

日本と中国の高校生が教諭の指導の下、お互いの文化や社会についてオンライン交流を実施するプログラムです。

本事業の主な目的は、以下の通りです。

- (1) 日中高校生の交流促進
- (2) 日中高校間のネットワーク形成
- (3) 日中教員の協働による国際理解教育の実践

企画募集カテゴリー

2024年度は、下記の(1)～(3)のカテゴリーから1つ選び、企画を募集します。
なお、具体的な企画は日中の高校のマッチング後、担当教員間の話し合いにより決定します。

(1)現代文化・地域文化紹介

日中の高校生が同時代の文化や地域文化を調査し、互いの現代社会・文化を紹介する企画。

(2)将来・キャリア探求

高校生の「将来の夢」をテーマとしたプレゼンテーションなどを通じ、日中の高校生が将来の夢や進路を考える企画。

(3)共同制作

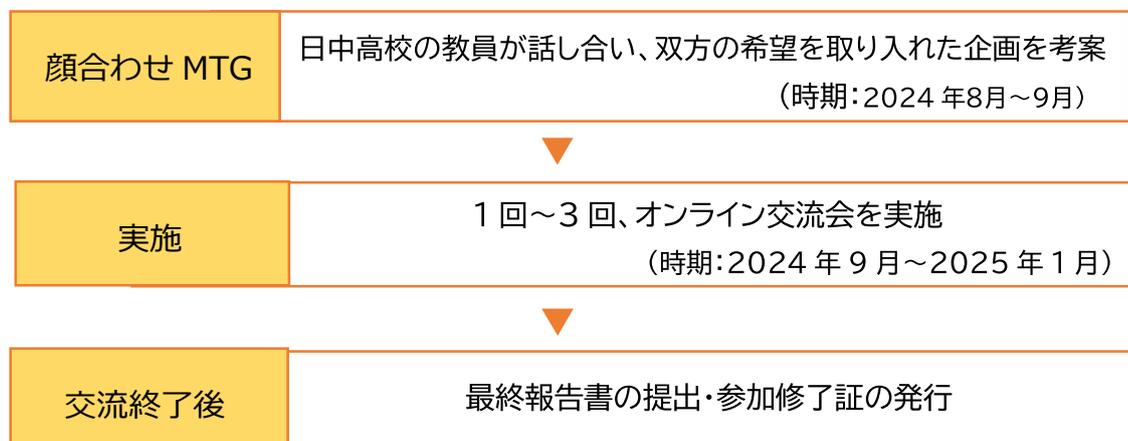
アート、動画、写真等、テーマを決めて日本と中国の学生が共同制作を行う企画。

▼過去に実施された企画の具体例については、当基金ホームページをご覧ください。

<https://xinlianxin.jpf.go.jp/invitation/program/>

実施概要

(1)実施の流れ



(2)参加者

- ア. 担当教員:事業の企画、運営、生徒への指導に責任を有する教諭 1名以上
- イ. 生徒:10名程度以上 ※クラス・部活単位、また学生有志グループの参加も可能

(3)実施体制

日本と中国の実施校及び国際交流基金(以下、基金)との3者による共催事業です。3者の主な役割分担は以下の通りです。

ア. 基金の役割

(ア)企画・実施への協力

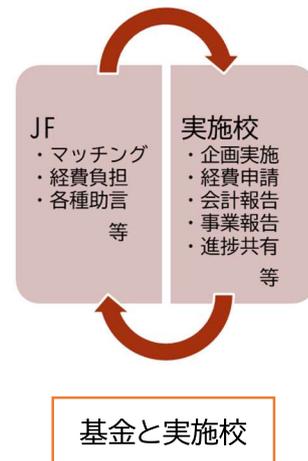
準備期間で日中高校間のミーティングに同席し、交流開始前に重点的なサポートを行います。

(イ)日中実施校のマッチング

企画内容や実施日程をもとにマッチングを行います。

(ウ)経費負担

基金の規定に基づいてお支払いいたします。詳細は添付の「活動経費の支給について」をご参照ください。



イ. 実施校の役割

(ア)ルールセッティング

日中高校の担当教員が協議の上、使用言語や連絡先交換などのルールを設定してください。

(イ)オンライン交流環境の整備

交流に用いる機器・環境を整備します。特に交流ツールについて、日中両校の間で話しあい決定してください(Zoom等)。

(ウ)経費支出管理

基金の支給する経費を管理・支出し、事業終了後には会計報告書をご提出ください。

(エ)基金への報告書類提出

下記の書類を期限までにご提出ください。

A 採用受諾書	提出期限は別途お知らせします
B 活動日程表	2024年9月30日までに日中高校で企画内容を決定しデータを提出
C 会計報告書	最終回実施後1か月以内、または2025年1月31日まで(最終回が1月の場合)に支出証拠書類と共に原本を提出
D 最終報告書	最終回実施後1か月以内、または2025年1月31日まで(最終回が1月の場合)にデータを提出
E 参加アンケート	最終回から2週間以内にオンライン回答

応募方法

(1) 応募方法

実施を希望する場合、添付の申請書類のデータを **6月17日**までに以下提出先へご提出ください。

【申請書類ご提出先】 独立行政法人国際交流基金 国際対話部

日中高校生対話・協働プログラム担当(齋藤・李・稲田)

jc-info@jpf.go.jp

▶ 申請書類

- ① 実施申請書(別紙1)
- ② 経費計画書(別紙2) ※詳細は別添1「活動経費の支給について」をご参照ください。

(2) 審査結果通知

基金で応募書類を審査し、交流相手校とのマッチングが成立した学校に、2024年7月中を目途に「採用通知書」および「採用受諾書・経費支払請求書」をお送りします。「採用受諾書・経費支払請求書」への署名・捺印および基金への提出をもって事業に関する共催合意とみなします。

なお、残念ながら交流相手校とのマッチングが成立しなかった学校には、2024年7月中を目途に不採用通知書をお送りします。

(3) 応募に関するお問い合わせ

実施申請にあたってご不明点等ありましたら、随時ご遠慮なく担当者(上記(1)記載の提出先と同じ)までお問い合わせください。

実施に関する注意事項

(1) 安全性の確保

ア. 校外活動を実施の際、実施1か月前までに基金に実施計画(様式:任意)を提出してください。安全性確保の観点から、行程をご変更いただく場合がございます。

イ. 校外活動では、可能な限り教員同伴の上、緊急連絡体制を構築してください。

ウ. 新型コロナウイルス感染症の流行状況により、活動日程が変更となる場合があります。

(2) 企画について

日中実施校の担当者および基金担当者3者の同意のもと、企画内容を決定してください。

(3) 実施について

実施校は、自己の責任において本件事業を実施するものとし、本件事業に関する活動(校外活動を含むが、これに限られない)を行う場合において、適用ある法令を遵守し、参加者となる高校生に対して十分な安全教育を行い、必要な安全配慮義務を尽くさなければなりません。かかる義務を果たさず、高校生又は第三者に損害をもたらした場合、実施校は、自らの責任及び費用負担により当該高校生又は第三者に賠償又は補償を行うものとし、当基金に故意又は重大な過失が認められるのでない限り、当基金を免責させるものとします。

個人情報取扱

(1)適用法の遵守

基金は、適用を受ける限りにおいて「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)(以下「法」という。)、関連する政省令、及び個人情報保護委員会又は同委員会が権限を委任した機関が定める各種ガイドラインのほか、「中華人民共和国個人情報保護法」及び関連法令(以下「中国法」という。)、その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。基金の個人情報保護への取組(プライバシーポリシー)については、以下のウェブサイトをご覧ください。

(法関連)(和)<https://www.jpfb.go.jp/j/privacy/>

(中国法関連)https://www.jpfbj.cn/jp/personal_information/

(2)個人情報の取得

基金は、申請者から、申請書・添付書類、及び事業報告書・成果物等(以下「事業資料」という。)を通じて、以下の個人情報(以下「個人情報」という。)を取得することがあります。また、基金は、一般に公開されたウェブサイトを通じて申請者の個人情報を取得することがあります。

【申請者に関する基礎的な情報】

氏名、性別、勤務先、電話番号、E メールアドレス、本プログラムにおいて撮影された写真等

(3)個人情報の利用目的・利用期間

ア. 基金は、申請者から取得した個人情報を、当該申請者による同意に基づき、採否審査、採否結果通知、事業実施、事後評価、採用者に対する諸連絡その他一切の申請者及び採用者管理の目的(以下「利用目的」という。)のために利用します。

イ. 申請者の氏名、性別、職業、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、基金の事業の適正かつ円滑な運営のために、基金の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成、今後の基金事業の策定に利用されます。

ウ. イ. の情報に加え、申請者の連絡先(住所、E メールアドレス、電話番号)は、事業終了後に本件事業に関するフォローアップのためのアンケート依頼、他の基金事業についてのご連絡、今後の基金事業策定のための情報提供依頼等のために利用されます。

エ. 基金は、上記の利用目的達成に必要な期間、申請者の個人情報を取り扱います。

(4)個人情報の提供

ア. 基金は、応募者から取得した個人情報を必要最低限の範囲で以下の機関等に提供することがあります。提供先には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようになっています。

(ア)日本国在外公館(大使館・総領事館等)及び日本国外務省(安全管理上の対応、事業の実施支援等のため)

(イ)外部有識者等の評価者(採否審査、事後評価等のため)

(ウ)報道機関や他団体(事業の広報のため)

(エ)その他事業の必要性に応じて情報を受領するその他団体又は個人

イ. 基金は、行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人(以下「行政機関等」という。)が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合で、かつ、その利用に相当な理由のある場合、応募者から取得した個人情報を、行政機関等に対し提供する等、法第 69 条第 2 項に基づき、上

記に記載する利用目的以外の目的のために利用又は提供することがあります。

(5) 個人情報の越境移転

ア. 基金は、応募者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、基金本部を含む日本その他の国又は地域にある拠点に移転して取り扱うことがあります。基金は、当該国又は地域において、個人情報を適切に管理します。

イ. 前項に定める場合のほか、基金は、事業の必要性に応じて、法令に定められた条件を満たす場合にのみ、応募者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、日本その他の国又は地域にある必要な団体又は個人に提供することがあります。

(6) 個人情報の安全管理

基金は、適切な安全管理対策と管理手段を講じて、応募者の個人情報に対する不正アクセスや漏えいの防止に努めます。

(7) 申請者の個人情報に係る権利

申請者は、法、中国法、その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律が適用される限りにおいて、自らの個人情報へのアクセス、不正確な個人情報の訂正、個人情報の利用停止等の権利を有します。

(8) 個人情報の取扱いに対する異議申立て

申請者は、基金における個人情報の取扱いに不満がある場合には、適用を受ける法令で認められる限りにおいて、基金に対して異議を述べるすることができます。また、申請者は、適用を受ける法令に従い、申請者の属する国の個人情報保護を管轄する当局に対して異議申立てをすることができます。

(9) 事業関係者の個人情報

応募者から提出を受けた応募者以外の事業関係者の個人情報についても、上記(1)～(6)の取扱いとなりますので、応募者より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いします。

(10) 連絡窓口

本「個人情報の取扱い」に係るご意見・疑問点等は、「8 実施申請」記載の連絡先にお寄せください。

(11) 同意の撤回

応募者は、本「個人情報の取扱い」への同意をいつでも撤回する権利があります。同意の撤回は、撤回前の個人情報の取扱いの適法性に影響を与えるものではありません。また、同意しない場合、又は同意を撤回した場合には、基金から必要な情報・サービスの提供を受けることができなくなる可能性があります。

以上

【主催団体・問い合わせ】

独立行政法人国際交流基金 国際対話部

日中高校生対話・協働プログラム担当(齋藤・李・稲田)

jc-info@jpf.go.jp